

ケレタロ補習授業校 いじめ防止基本方針

2026年4月1日改訂

いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して（当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等）当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

文部科学省「いじめ防止対策推進法」より

重要な文言の補足説明

定義の文言	補足説明
当該児童生徒と 一定の人的関 係にある他の児 童生徒	見ず知らずの人間から受ける行為は「いじめ」とはみなさない。
心理的又は物理的な 影響を与える行為	実際に怪我を負わなくても心理的に影響を受けたもの も「いじめ」とみなす。
当該行為の対象とな った 児童生徒が 心身の苦痛を 感じ ているもの	当該行為の対象となった児童生徒＝いじめられている 児童生徒が苦痛を感じれば「いじめ」とみなす。

いじめの早期発見についての取り組み

いじめは、大人の目には届きにくいところで起こることを認識する。

児童生徒の些細な兆候を見逃さず、いじめの可能性のあることを認識し、早い段階から関わりをもつ。

いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

いじめの未然防止についての取り組み

児童生徒間 交流の充実	仲間を思いやる心を構築し、違いを認め合う個性尊重の 集団を育成する。
授業内容の 充実	教職員の授業力を高め、魅力的な授業を展開するととも に、児童生徒全員が落ち着いて授業に臨める環境を整備 する。
学校行事の 充実	補習校の学習活動の中で学年を超えた児童生徒の交流を 充実させ、児童生徒の主体的な活動を支援する。

ケレタロ補習授業校実態に即した取り組み ～具体策～

児童生徒間 交流の充実	普段の休み時間、学校行事、行事の準備・練習のとき等に児童生徒の様子を凝視し、小さな変化に気を配る。
授業内容の 充実	児童生徒が授業に集中できる環境を整える。私語が飛び交い、子ども同士でふざけ合うような環境ではいじめ事象は起こりやすくなる。
学校行事の 充実	学校行事では児童生徒が発達段階に応じて自立して取り組めるよう支援する。その活動の中で児童生徒間の交流が深まるよう支援する。

いじめに対する措置

いじめを発見する、あるいはいじめに関する相談(被害相談、目撃情報等)を受けた場合は、迅速かつ的確に対応する。

いじめの事実が確認された場合は、即時にいじめをやめさせることを最優先するとともに、いじめを受けた児童生徒の心の手当てを充分に行う。

再発を防止するため、いじめをうけた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備する。その際、教室での教育が困難な場合には、保護者と連携を取りながら、一定期間オンラインで授業に参加させる等の措置を講じる。

いじめが原因となる新たな争いがおきないように、いじめに関する情報を保護者と共有するため の必要な措置を講じる。

指導の際の留意事項

事実確認を徹底する	いつ誰が何をどのようにしたのか、何が起きたのかを徹底的に把握・記録する。事実の誤認があれば事態は絶対に解決しないことを理解する。
謝罪で終わらせない	いじめ行為をした側に謝意があれば謝罪させる。謝罪はいじめ指導の終わりではなく継続点に過ぎないことを理解する。
児童生徒・保護者との対話を密にする	いじめた側・いじめられた側双方の児童生徒はもちろん双方の保護者の考え・意思・希望等、対話を密にする。
職員全員で指導する	当該児童生徒の担当職員だけでなく、職員間の連携を密にし、いじめ事象は職員全員で指導する。
管理職への報告を徹底する	いじめは、どんな小さなものでも重要事象です。各職員が個々で判断せず、必ず管理職に報告し、職員全体で問題を共有する。